

### (3) まとめと所見

#### ア 保護司の育成

##### (7) 担当保護司の複数指名（(1)-ア-(イ)関係）

アンケート調査結果によると、経験年数の少ない保護司ほど、保護観察対象者との面接の経験が少ないことや、一人で面接することに不安を感じている者が多かった。また、実地調査の結果では、保護観察事件等の担当の指名がなかったことがモチベーションの低下につながり、保護司の早期退任の理由となった事例も報告されているなど、経験の不足や担当の指名がないことが、保護司の不安材料や早期退任の理由となっている状況がみられた（(1)-ア-(ア)参照）。

法務省は、対象者の居住先等の調整や処遇活動の具体的な進め方を学ばせるなど、新任保護司等経験年数の少ない保護司に対する育成のため、複数指名の活用を行うこととしている。実地調査の結果では、複数指名の経験がある保護司は少ないが、複数指名の経験がある保護司や保護観察官からは、保護司への経験付与や、ノウハウ伝承の観点から複数指名に肯定的な意見が聴かれた。こうしたことから、複数指名により保護司に委嘱後早期に保護観察事件等を担当させ、経験年数の少ない保護司に経験を積ませ、経験豊富な保護司からノウハウの伝承を図ることについては、保護司の職務上の不安を解消し、モチベーションを維持する効果を持つという意味において、保護司の確保策としての有効性が認められる。

しかしながら、複数指名の実績は顕著に伸びていない。実際に複数指名の経験がある保護司や保護観察官とも、効能を実感している一方で、近年実績がない保護区の保護観察官からは、「対象者からみたときに、どちらの保護司が主担当なのか混乱する」ため行っていないとの意見（この「混乱」については、保護司の中にも指摘する者あり）や、複数指名の経験がある保護司からは、複数指名のために「面接の日程調整に苦労した」との意見が聴かれており、担当に係る混乱のおそれや処遇活動の打合せの負担が、複数指名の積極的な実施を抑制する結果につながっている可能性を指摘することができる。

この指摘に関しては、複数指名制については、法務省が複数指名通知において、保護司が、対象者に対し、各担当保護司の役割等について説明するなどして、その理解を得るよう努めることとされており、これは「混乱」回避の目的であると考えられるが、現場に十分に浸透していないように見て取れることから、このことの徹底が必要であると考えられる。また、日程調整に関連して、保護司会に対する実地調査で、3回目の面接から経験年数の少ない保護司でも単独で対応できるようになり、短時間で独り立ちできるようになるなど複数での担当は最初の数回の面接で十分であるとする意見が聴かれたことを踏まえると、状況に応じた工夫により対処できる課題であり、好事例を示し、活用を促すことが必要であると考えられる。

生活環境調整事件や保護観察事件の年間取扱件数、保護司一人当たりの担当事件数は、いずれも減少傾向にあることを踏まえれば、複数指名に係る法務省の取組は、保護司の確保という観点からも推進されるべきと考えられる。

## 【所見】

したがって、法務省は、保護観察所に対し、経験年数の少ない保護司の不安・負担を軽減する観点から、保護観察事件等の性質を踏まえつつ、複数指名の好事例を示し、活用を促すべきである。また、保護観察官及び担当保護司に対し、複数指名の際の混乱を防止する観点から、それぞれの保護司の役割等について、保護観察等の対象者やその関係人への説明の実施を徹底させるべきである。

### イ 保護司の活動環境の整備

#### (7) 保護観察対象者との面接場所の確保支援 ((1)-イ-(7)関係)

平成 24 年提言では、「複雑・多様な問題を抱えた保護観察対象者等を自宅に招き入れることについて家族の理解が得られないケース（場面）が増加している。また、保護司候補者の中には、マンションなど居宅の構造上自宅での面接が困難な者が増加しており、これが保護司確保を困難にしている大きな要因のひとつになっている」とされている。また、実地調査の結果では、調査対象の保護司の多くは、自宅以外の場所で面接を行うことがあるとしており、その理由として、自宅を面接場所にする際に感じる不安や負担感を挙げる者が少なくなかった。

なお、保護司における保護観察対象者との面接に関して、マンションなどの保護司の居住実態等に係るデータについては、法務総合研究所による平成 16 年の調査結果以降、法務省において把握されているものはなく、今後、保護司の実態を踏まえた各種方策の検討をする上で、こうしたデータの収集・分析が望まれる。

法務省は、保護司や保護司会の活動を支援するため、保護司会によるサポートセンターの設置を推進しているところ、上記を踏まえると、「自宅以外の面接場所の確保が必要」という認識は共有でき、法務省が、このための取組の一つとしてサポートセンターの設置を進めることは理解できる。

しかし、保護司のアンケート調査結果によると、サポートセンターの面接利用は 2 割余りにとどまり低調となっており、理由として、設置場所と開所時間を挙げる者が多かった。保護司会の担当区域が広いと自宅等からサポートセンターが遠くなる保護司はおのずと存在することや、サポートセンターの開所時間が平日昼間であるなど、設置場所や開所時間が、保護司の面接場所としての利用という視点からみると便利ではないこともあり、これらの運用が保護司の実際の活動と必ずしもマッチしていない事情が浮かび上がってくる。

こうした中、実地調査の結果では、保護司から、サポートセンター以外の面接場所の確保などの要望も聴かれており、保護司会の中には、保護司の要望などを踏まえ、市町村に依頼するなどして一時的に面接に利用できる場所の確保に取り組む保護司会や、サポートセンターの支所の設置、日曜日の開所などに取り組む保護司会もみられた。

法務省では、サポートセンターの設置を推進する観点から事例集を作成し、未設置の保

護司会に配布する取組を行っているが、面接場所を自宅以外に確保することについて不安・負担に感じている保護司に対し、サポートセンターの設置推進の方策以外に現場での取組が進むような、特段の支援は行われていない。また、サポートセンターの設置の推進の取組も、設置場所や開設時間について保護司の利用のしやすさの視点が十分とは言えない。

以上を踏まえると、法務省においては、保護司の確保のためにも保護司の職務の環境を改善する観点から、保護司のニーズに応じて自宅以外の面接場所を確保するという目的を明確に踏まえた取組を推進する必要があると考えられる。

## 【所見】

したがって、法務省は、保護司の確保のためにも保護司の職務の環境を改善する観点から、保護司のニーズに応じて自宅以外の面接場所を確保するという目的を明確に踏まえた取組を推進する必要がある。このため、保護観察所に対し、次のような取組を促進すべきである。

- ① 個々の保護司の事情（担当する保護観察対象者の事情を含む。）を踏まえた上で、一時的に面接場所に利用できる場所の確保を市町村に依頼するなど、当該保護司や保護司会による面接場所確保を支援する取組
- ② サポートセンターの整備については、その日常の運営等の負担が第一義的には保護司会にあることも考慮しつつ、設置数のみを目標とするのではなく、設置可能な場所や開所可能な時間が保護司による面接場所としての利用に適したものとなるようにする配慮を含め、自宅以外の面接場所確保の目的のために可能な限り最大の効果を上げることができるよう支援をする取組

### (イ) 報告書に係る情報技術の活用 ((1)-イ-(イ)関係)

政府の直近の動きを踏まえ、法務省は、今般のコロナ禍で保護司活動が制限され、従来の形式ではコミュニケーションが十分とれない状況が続く中、「新たな日常」下における活動の在り方の一つとしてICT化を進めるとともに、要機密情報のセキュリティを万全にする必要があるとしている。

実地調査の結果によると、手引において報告書の作成についてパソコンの利用が認められているにもかかわらず、情報セキュリティへの懸念がネックとなり実際にパソコンを利用している保護司は少ない。保護観察官の中にも同様の懸念により手引に沿った指導をしていない者がみられた。

報告書の作成について、手書きの方が心がこもった対応になるとして手書きで作成したいとする保護司がいる一方で、報告書を手書きで作成している保護司の中には、負担軽減の面から、パソコンの利用の意向を示す者がみられた。

また、報告書の提出については、手引では、電子メールによる報告書の提出が認められていない。

保護司への実地調査の結果によると、郵送する方が慣れている、持参の際に詳細に伝え

ることができるとして郵送や持参で提出したいとする保護司がいる一方で、報告書を手書きで記載することや郵送するために郵便局へ出向くことが手間であるとする意見や、負担軽減の面から、電子メールによる提出の意向を示す者がみられた。

国の業務に関わる他の民間ボランティアの中には、作成した報告書のパスワードの設定等により情報セキュリティを確保するよう求められた上で、情報技術による報告書の作成・提出が認められていることが確認されたところである。

以上を踏まえると、報告書の作成・提出に当たり、情報技術が利用できるようにすることは、保護司の負担軽減に資するものと考えられる。他方で、保護司が作成する報告書は、犯罪をした人や非行のある少年の保護観察の経過など秘匿性が求められる情報を扱うという特殊性を有する。このため、報告書の作成・提出に情報技術が利用できるようにするには、政府が定めた「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（平成30年7月25日サイバーセキュリティ戦略本部）に沿いつつ、例えば、報告書の内容の秘匿性に応じてセキュリティを確保した情報システム環境を整備するとともに、その運用を徹底するための保護観察官や保護司に対する研修を実施するなどの措置を講ずることが考えられる。

## 【所見】

したがって、法務省は、保護司の負担を軽減する観点から、報告書の作成・提出に情報技術が利用できるようにするため、例えば、報告書の内容の秘匿性に応じてセキュリティを確保した情報システム環境を整備するとともに、その運用を徹底するための保護観察官や保護司に対する研修を実施するなどの措置を講ずるべきである。

## ウ 保護司候補者の確保のための方策

### (7) 保護司候補者検討協議会等 ((2)-ア-(7)関係)

保護司候補者の確保が従来の保護司の人脈による方法では困難となってきた中、地域における保護司候補者確保のため、法務省は、平成20年から協議会の開催を進め、平成31年の改訂後の基本的指針においても、協議会を積極的に開催することとしている。

協議会の設置・開催は、保護観察所長等が共同して、保護区ごとに行い、必要に応じ、例えば小中学校区単位等の保護司の確保が必要な区域で開催することができるとしている。

今回の調査結果では、開催保護司会において、保護司候補者の情報提供を受けられている保護司会が多くみられたことや、その半数以上の保護司会で新規委嘱者に占める協議会で情報提供を受けた保護司候補者から委嘱につながった者の割合が5割以上となっていることから、協議会の開催には、保護司候補者の確保に一定の効果があると認められる。

一方で、未開催保護司会からは、協議会を開催することで担い手が確保できるのかといった疑問や、事務負担が大きくなることへの懸念が聴かれた。

また、調査対象とした保護司会の協議会では、分区等单位で開催している場合と、保護区単位で開催している場合とがみられ、分区等单位で開催している場合には、当該地区に詳

しい者を協議会の構成員として、情報提供を多く受け委嘱につながる者も多い事例がみられた。さらに、各保護司会が担当する保護区の広さには相当な差があるため、可住地面積50 km<sup>2</sup>以下の保護司会の協議会をみた場合には、分区等单位で開催していた方が、また、各協議会の開催単位を小学校単位で置き換えてみた場合には、より少ない小学校数で開催していた保護司会の方が、情報提供を多く受けられているなど、より小さな単位で開催している方が、情報提供を得られている傾向がみられた。

しかしながら、これまで一部の保護観察所では、保護司会に対し、協議会の開催を促す指導が行われているものの、協議会の開催単位や開催効果を把握するために事例を分析し、その結果を保護司会に提供するなどの成果の上がるような取組は行われていない。

以上を踏まえると、法務省においては、保護司候補者確保のため、各地における協議会の開催を推進するのであれば、保護司会の中に事務負担を懸念する意見があることや、保護区よりも細かな単位での開催が効果を上げている事例、より細かな単位での開催に効果がみられる傾向があることを踏まえる必要があると考えられる。

#### 【所見】

したがって、法務省は、保護司候補者確保のため、各地における協議会開催を推進するのであれば、開催に係る負担と成果を考慮し、保護観察所に対し、共同開催者である各地の保護司会に、協議会の効果的な開催のための情報の提供に努めさせるべきである。その際、地域によっては保護区単位よりも細かな単位での開催がより効果的な場合があることから、各地の協議会の開催事例を分析し、開催単位についての考え方等も示すべきである。

#### (イ) 市町村等の協力 ((2)-ア-(イ)関係)

都道府県及び市町村は、保護司法や更生保護法において、保護司会や保護観察所の活動に対して必要な協力をすることができることと規定されている。こうした規定の下、法務省は、近年、保護司候補者の確保が困難となっていることを踏まえ、各都道府県及び各市町村に対し、保護司会や保護観察所による保護司候補者の確保の取組に対する協力を求めるとともに、保護観察所に対し、地方公共団体からの協力を得るための活動を積極的に展開するよう求めている。

実地調査の結果においては、保護司候補者の確保の協力をしていない市町村が一定程度みられた。その市町村の多くは、協力していない理由として、そもそも保護観察所等から協力要請を受けていないことを挙げており、中には、協力要請があれば対応している市町村もみられた。そして、保護観察所によっては、市町村に対して協力要請をしていない。

しかしながら、保護観察所による協力要請が行われていない市町村を担当地域とする保護司会の保護司充足率をみると、その3分の1以上の保護司会で、全国の保護司充足率を下回っている状況がみられた。他方、保護司充足率が高い保護司会でも市町村からの保護

司候補者に関する情報提供を望んでいるが、保護観察所では保護司充足率でしか市町村への協力要請の要否を判断していない例や、保護司は後任者を見付けることが負担であり市町村からの協力を望んでいるが、保護観察所では退任する保護司が後任者を探すことが慣例であるとして市町村への協力要請の必要性がないとしている例などもみられた。

また、実地調査の結果、都道府県においても、保護司候補者の確保の協力をしている例は少なく、都道府県にも協力要請を行っていない保護観察所がみられた。

市町村等に対して協力要請を行った保護観察所の中には、保護司候補者の人材情報の提供を受けているなど、市町村等への協力要請を行うことの一定の効果が認められる。

こうした状況から、保護観察所は、保護司会における保護司の充足状況に加え、保護司会や保護司の意向を把握し、考慮するとともに、管内の都道府県や市町村への協力要請を行うべきであると考えられる。

#### 【所見】

したがって、法務省は、保護司候補者の安定的な確保の観点から、保護観察所に対し、保護司の充足状況に加え、保護司会や保護司の意向を把握し、考慮するとともに、管内の都道府県や市町村への協力要請を行うよう指導すべきである。